

## 香美市立公民館運営審議会委員公募要項

### 1. 目的

香美市立公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）は、社会教育法第29条第1項の規定に基づき香美市立公民館設置条例で設置されています。運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について調査審議する機関です。

公民館運営について、広く市民の方々からご意見などをいただきため、運営審議会委員の一部を香美市審議会等の委員の公募に関する条例に基づき公募します。

### 2. 募集人数

2名（中央公民館運営審議会委員）

### 3. 応募資格

応募期限日現在、次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う方・学識経験者のいずれかに該当する方
- (2) 公民館運営について関心があり積極的に意見を述べることができる方
- (3) 香美市に在住又は通勤・通学・活動される18歳以上の方
- (4) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (5) 年数回、平日（夜間も含む）に開催される会議に出席できる方

### 4. 委員の任期

委嘱の日から2年間

### 5. 職務内容等

- (1) 委員は、運営審議会に出席し、本市の公民館の運営に関する必要な事項について審議等を行います。（年2回程度）
- (2) 会議に出席した場合、本市が規定する報酬等を支給します。
- (3) 職務上知りえた秘密を漏らしてはならない義務を負います。

### 6. 応募方法

#### (1) 応募期間

令和8年1月10日から令和8年2月26日（当日必着）まで

#### (2) 応募書類

香美市立公民館運営審議会委員公募申込書

※公募申込書は香美市立中央公民館、香北分室、物部分室に備えることとし、香

美市公式ホームページからのダウンロードも可能です。

(3) 提出先

応募書類を下記まで、郵送または持参、メールのいずれかで申し込みをしてください。メールで申し込みの場合は、件名に「香美市立公民館運営審議会委員申込」と記載してください。

〒782-0034

香美市土佐山田町宝町2丁目1番27号

香美市立中央公民館

TEL 53-2214 FAX 53-3904

メールアドレス [kominkan@city.kami.lg.jp](mailto:kominkan@city.kami.lg.jp)

7. 委員の選考方法など

香美市審議会等の委員の公募に関する条例及び、香美市立公民館運営審議会公募委員選考要項に基づきます。